

# 事故・緊急時等対応マニュアル

一般社団法人グローリー

## 目次

1	緊急時とは	3
2	事故発生防止のための情報収集	
	(1) 利用者の疾患等の情報収集	3
	(2) 利用者や保護者とのコミュニケーション	3
	(3) 送迎車両に関する日常的な点検の実施	3
	(4) 送迎車（運転者）の健康状態の確認	3
	(5) 事業所内及び設備に関する点検	4
3	想定される事故	
	(1) 送迎中	5
	(2) 事業所内で想定される事故	7
	(3) 外出中に想定される事故	9
4	事故発生時の対応	
	(1) 緊急の場合	11
	(2) 緊急ではない場合	12
5	緊急連絡先等の整備	13
6	結果の報告・記録	13
7	再発防止に向けた取り組み	13

## 1 緊急時とは

緊急時とは、放課後等デイサービスにおけるサービス提供時に発生した、利用者、職員の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。障害児通所支援サービス事業における従事者の場合、発達に特性のある利用者を対象としている業務内容からも緊急を要する事故の発生に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

## 2 事故発生予防のための情報収集

### (1) 利用者の疾患等の情報収集

- ア フェイスシート、保護者からの情報をもとに利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患等の情報を収集し、整理する。
- イ サービス提供の際の事前の検温等のバイタルチェックによって、体調の急変等の可能性を予測する。

### (2) 利用者や保護者とのコミュニケーション

- ア モニタリング等で利用者や保護者とコミュニケーションをとり、状態の把握に努める。
- イ 利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信がしやすい状況を築くことが大切である。
- ウ 顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

### (3) 送迎車両に関する日常的な点検の実施

運行前に、下記項目について点検を実施する。

- ・ エンジンオイル残量・汚れ
- ・ 清掃状況（常にきれいにされているか）
- ・ エンジンのかかり具合
- ・ 燃料（ガソリン・軽油）の残量
- ・ アクセルペダル（スムーズに発進・加速しているか・異音はないか）
- ・ ブレーキペダル（踏みしろ・効き具合・異音がないか）

### (4) 送迎者（運転者）の健康状態の確認

- ア 出勤時、検温等のバイタルチェックによって、体調の急変等の可能性を予測する。

イ 疲れや体の痛み、体調不良はないかの確認。

ウ 車両の操作に影響がある薬を服用していないかの確認

エ 車両の操作に影響が出る悩み事等はないかの確認。

オ その他、健康状態に関して気になることはないかの確認。

※上記の他、持病等がある場合には、適宜確認を行う。

※上記確認について、第三者が質問等により確認することが望ましい。

#### (5) 事業所内及び設備に関する点検

日々利用者が安心・安全に過ごすことができるよう、予想外の事故やケガを未然に防ぐためにも、日々設備・備品等の破損や不具合を確認し、不備があれば速やかに対応する。

##### ア 玄関周辺の点検

複数人が玄関に殺到した場合に事故が起こりやすい。

(ア) 玄関扉に破損や不具合はないか。(扉の開閉状態、ガラス部分の破損等)

(イ) 出入りに支障となる障害物は置いていないか。

(ウ) 靴箱に破損や不具合はないか。

(エ) 壁に設置している衣類用フックに破損や不具合、落下の恐れはないか。

##### イ 活動場所（静養室含む）の点検

活動場所では特に思わぬ事故が起こるため、念入りに点検する。

(ア) 柱や壁に破損や不具合はないか。(柱に巻いているマットや壁の穴、また、その補修箇所の点検)

(イ) 木製の棚に破損や不具合はないか。(割れやがたつき、ねじの緩み等)

(ウ) 窓のガラスや鍵に破損や不具合はないか。

(エ) 各部屋やトイレの扉部分に破損や不具合はないか。(開閉状態、ノブ、ガラス部分の点検)

(オ) コンセントの差し込み口に異常は見られないか。(異物の混入等)

(カ) テーブルや椅子に不具合はないか。(がたつき、ねじの緩み等)

- (キ) 玩具類に破損や不具合はないか。(木工製品のささくれ等)
- (ク) 文房具類に破損や不具合、故障はないか。(プラスチック製品の破損やひび割れ等)
- (ケ) 照明器具に破損や不具合はないか。(蛍光灯の飛散防止カバー、照明器具のがたつき)
- (コ) 壁の掲示物や飾りが落ちてこないか。

### 3 想定される事故

#### (1) 送迎中

安全な送迎を行う為に運転手のマナー向上、車内事故防止することを心掛ける

##### ア 園・学校入校時及び園・学校近隣待機中の注意事項

- ・ 校内乗り入れは学校側の配慮があると言う事を自覚し、各学校のルール・指示には必ず従う
- ・ 指定事業を行っている事を自覚する
- ・ 学校周辺の走行及び校内乗入れの際は、最徐行を厳守する
- ・ 学校周辺で駐車（待機）する際は、近隣住民の迷惑にならないよう配慮して駐車する（学校側へ待機場所の指示を仰ぎ、正門前に駐車しない）
- ・ 駐車の際は基本エンジンを停止、学校及び近隣の迷惑にならないよう環境、騒音に配慮する（他児童が乗車しており、エアコンを必要とする場合を除く）
- ・ バックでの走行は周辺確認を行い、人身事故、接触、衝突事故を起こさないよう注意する
- ・ 駐車の際は車間に注意する。
- ・ 児童は思わぬ動きをする事を自覚し、出発の際は他の児童の動きに注意する
- ・ 他の児童乗車の妨げにならぬよう、出発の際にはウィンカーを使用し出発の合図を行う
- ・ 車両間からの飛び出し、車両を追いかける児童に注意し、周辺確認・歩行者優先を厳守する

#### イ 児童乗降時の注意事項

- ・ 可能な場合は、児童の担任からその日の様子を確認する（体調、心理的不安要素等）
- ・ 児童間での座席の取り合い（喧嘩防止）
- ・ 児童を乗車させる際は一人ずつ乗車させ、全てのドアを開けたままにしないこと（転落防止、ドアを開けるのは極力1カ所だけにする）
- ・ 児童が乗車した際、シートベルトを装着すること
- ・ 箱型車両（ミニバン）乗降時の段差踏み外し（踏み外しによるケガ防止）特に雨天時は注意する
- ・ 移乗が必要な児童のドア枠での頭部打撲、着席時の手の位置及び腰掛の深さの確認
- ・ 児童のパニック（突然の走り出し、車両からの飛び出し及び乗降車拒否に伴う事故防止）
- ・ 児童によるドアの開閉はしない、させない（指づめ、巻き込み、先に乗車している児童の転落防止）
- ・ 車内を児童だけで放置しない（児童による運転操作、飛び出し及びトラブル発生の危険性認識）
- ・ 学校周辺及び自宅周辺の交通量及び道幅に伴う事故防止（他の車両による事故の危険性）
- ・ 可能な限り、助手席には乗車させない（運転操作妨害の危険性）

#### ウ 走行中の注意事項

- ・ 法定速度及び交通法規の厳守（事故を起こせば被害者は児童となる）
- ・ 急発進、急ブレーキ、急ハンドル禁止（転倒、転落事故に繋がる）
- ・ 運転手の携帯電話操作及び通話の禁止（交通違反）
- ・ 運転の妨げを起こす児童への対応（助手席からシフトレバー等を触る、後部座席から悪戯をする児童への対処策の検討）
- ・ 児童による走行中のドアや窓の開閉操作をしないよう、ロック操作を行う（ドアロック、チャイルドロック、ウインドウロック等）
- ・ 児童間の喧嘩・他害及び発病（発作）・パニック発生時の対応を検討しておくこと

エ 移動中の注意事項

- ・ 走行中に発病（発作）及びパニック等が発生した場合は、速やかに安全な場所に停車し児童の状態を確認（記録）する。（救急搬送が必要な場合は状況報告を事業所に行い、事業所は即座に必要な応じた対応を行う）
- ・ 万が一車両事故が発生した場合、児童の状態及び相手方の状態を確認し、必要な場合は速やかに救命措置及び救急通報を行うこと
- ・ （救急通報、警察通報、事業所通報）  
（事業所が即座に必要な応じた対応を行い、家庭及び関係機関への報告を行う）
- ・ 児童が事故に伴う不安感を増すような言動は慎み、冷静に出来る策を講じること
- ・ 事故に伴う対応、対処が完了し、必要な場合は行政への報告を行うこと（速やかに事故報告書を提出すること）

事故発生時の対応	児童急変時（変調時）の対応
①可能であれば安全な場所に車を移動 ②添乗員は児童の状態を把握 ③運転手は相手方の状態を把握 ④119番及び110番通報 ⑤救命措置が必要な場合は即座に行う ⑥事業所へ状況報告 ⑦事業所は必要な措置を講じる ⑧家庭及び関係機関への連絡 ※人手が必要な場合は歩行者へ依頼する等の措置を講じる	①安全な場所に車両を停車させる ②児童の状態を把握 ③必要に応じ救急搬送 ④事業所へ報告 ⑤事業所は必要な措置を講じる ⑥家庭及び関係機関へ報告 ※直ちに回復した場合はこの限りではないが、これにより送迎に遅れる場合は、必要な措置を講じる

(2) 事業所内で想定される事故

ア 送迎車を降車する際（事業所到着時）

- ・ ドアを開ける際の指づめ・巻き込み
- ・ 転倒・転落（ドアを開けた時の転落、降車時の段差の踏み外しによる転倒）

- ・ 飛び出し（逃走）
- ・ 降車拒否（フラッシュバック・パニック等による）

#### イ 事業所に入る際

- ・ つまづきによる転倒（段差のつまづき・玄関マットで滑る等）
- ・ 複数人が一斉に入ろうとして、押し合いになり転倒
- ・ 玄関扉での指づめ・扉に挟まる

#### ウ 活動時間（自由遊び・創作活動等）

- ・ 走っていて、他児童・柱等と接触・衝突、座卓や椅子・遊具等でつまづき転倒
- ・ 玩具の散乱による、踏みつけ・破損によるケガ
- ・ 玩具等の取り合いによる喧嘩・他害・自傷
- ・ 物を（玩具・ボール等）他児童に向け投げる
- ・ 物を投げたため、ガラス、照明器具・掲示物等の落下・破損・散乱
- ・ 遊具・棚等からの飛び降り・転落・棚などによじ登り棚が倒れる（転倒防止をする）
- ・ 窓から外へ物を投げる
- ・ 施錠不備による玄関からの飛び出し（必ず職員が施錠・開錠の声掛け、確認）
- ・ 衣服のサイズが合っていない事での転倒（裾の長いズボン等）
- ・ 階段・窓からの転落・個室扉による指づめ
- ・ 児童が個室扉を内側から施錠し閉じ込められる（必ず外から開錠できる鍵にする）
- ・ はさみ・カッターナイフ等刃物の使用中によるケガ・のりを舐める
- ・ 誤飲（リップのり等）
- ・ 小さな玩具や文房具等の誤飲・コンセント差込口への異物挿入（感電の危険性）
- ・ 後方から不意に児童に飛びつかれた反動で、職員が共に転倒・発作時の転倒等によるケガ

#### エ 学習・個別課題時間

- ・ 椅子の転倒によるケガ
- ・ 文房具を投げる（他児童や壁に向けて）
- ・ 鉛筆で他児童・自身を刺す（他害・自傷）
- ・ 「学校で嫌な事があった」「宿題の量」等の理由でパニックになり  
他害・自傷・奇声

オ おやつ・調理・食事提供

- ・ おやつ配分等（他児童のお菓子を取る）による喧嘩・他害
- ・ アレルギーによる症状（個別食物アレルギー調査実施・お菓子の材料に注意）
- ・ てんかん発作時に伴う誤嚥 ・ 大きさ・硬さ等による誤嚥
- ・ お菓子の包装紙等の誤飲
- ・ 食器類の破損によるケガ ・ 包丁や刃物を使用する際のケガ
- ・ 調理器具による火傷（コンロ、ホットプレート、やかん）
- ・ 加熱後の食材による火傷（口腔内火傷）
- ・ 異物の飲み込み

カ その他

- ・ 異性児童への性的な接触・性的興奮による行為（過度のボディータッチ・陰部露出・自慰行為）
- ・ パニック、精神的な苛立ち等による自傷・他害・奇声
- ・ てんかん発作等による転倒等（床へ頭部を強打・座位時に机等に顔面打撲）
- ・ 下肢麻痺児童の立位訓練時の転倒・打撲
- ・ 介助者の不注意による車椅子の転倒
- ・ 火災、震災に伴うケガ

(3) 外出中に想定される事故

ア 人数の配置

- ・ 近所の公園や交通手段を使い遠方へ行く際に限らず、職員数は通常よりも多めに配置する（思わぬハプニングや事故等の対応を速やかに行うよう、職員配置する）
- ・ AED 及び緊急時対応の連絡先一覧等を準備する。（急変による対応

方法や指定搬送病院（徳洲会病院）、保護者の緊急連絡先等の入った携帯電話）

イ 現地確認・準備物（遠方へ行く際は特に念入りに行う）

- ・ 身障用トイレはあるか、おむつ替えのベッドはあるか、食事の場所は確保できるか事前に確認する
- ・ 移動（交通）手段は何を使うか、現地の状況はどのようになっているかの確認（行方不明になった時に危険な場所はないか 道路・川・池）
- ・ 班別に行動する場合の集合場所の確認（緊急時等含む）
- ・ 現地の状況により必要な備品の用意
- ・ 事故によるケガ等に対応できる病院が近くにあるか
- ・ 必要に応じプログラム表（現地地図）等を配布し、職員は事前に打ち合わせを行う
- ・ 可能であれば当日参加児童にも「しおり」を配布し、行先などを伝えておく（障害特性上、予め知らせておいた方が良い児童に対して）

ウ 移動中（移動手段により検討）

（ア）徒歩での移動

- ・ 走行車両や他の歩行者・自転車等との接触がないよう職員の配置を行う（職員が車道側を歩く・列の先頭・中程・後尾に配置）
- ・ 信号（交差点）での事故
- ・ 第3者への他害や車両等の破損
- ・ 突然の走り出し（可能性のある児童には、予め職員を配置）
- ・ 段差等での、つまずき転倒
- ・ 車椅子の脱輪・転倒・ずり落ち（車椅子介助が不慣れな職員にはさせない）

（イ）送迎車両での移動

- ・ 運転手の不注意による事故（走行ルートの打ち合わせは綿密に）

（ウ）交通機関（電車・バス）での移動

- ・ 駆け込み乗車による事故（時間には余裕をもって）
- ・ ドアへの巻き込み・挟まれ

- ・ 乗車、降車拒否（暴れる・他害・氣勢・唾吐き・第三者への迷惑行為等）
- ・ 駅構内での事故（階段・ホーム等、突然の走り出しによる転倒・転落）
- ・ 車両が揺れた時の転倒（ブレーキをしていなかった事による車椅子の動きだし・転倒）
- ・ 乗車中の失禁・乗り物酔いによる嘔吐

#### エ 現地で起こりうる事故

- ・ 行方不明（行方不明になった時の対策・手順を検討しておく）
- ・ 発病、発作時の対応方法（安静を保てる場所の確保）
- ・ 店舗等での物品破損、破壊
- ・ 外出先で調理等を実施する場合に想定される事故（特に火傷・切り傷・食中毒）
- ・ 遊具からの転落（公園やテーマパーク等）
- ・ 海や川への転落

## 4 事故発生時の対応

### (1) 緊急の場合

#### ア 対応と緊急連絡

- (ア) 事故発見者は児童の状態を把握する。
- (イ) 状態に応じて主治医に連絡、又は 119 番通報を行う。
- (ウ) 保護者に連絡する。
- (エ) 必要に応じて、他の利用者に状況を説明する。
- (オ) 管理者に連絡し、対応を協議する。

#### イ 119 番通報

- (ア) 通報を行う。また、救急車が迅速に到着できるよう、事前に事業所の案内方法を想定しておくこと。（目標となる建造物等の確認）
- (イ) 利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。
  - ① 意識（消失・反応がない・呂律が回らない等）
  - ② 呼吸（停止・速い・遅い・弱い等）
  - ③ 脈拍（有無・速い・遅い・弱い等）

- ④ 体温（実測値・高い・低い等）
- ⑤ 吐血、下血（色・量・回数等）
- ⑥ 嘔吐（色・量・形状等）

#### ウ 応急処置

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- (ア) 口腔内の異物等の確認及び除去
- (イ) 気道の確保
- (ウ) 人工呼吸 ※人工呼吸用シートを常備する。
- (エ) 心臓マッサージ
- (オ) 止血
- (カ) 状況に応じ、近隣施設の AED を使用する。

#### エ 救急車の誘導と到着後

- (ア) 道路に出て、救急車を誘導する。
- (イ) 利用者の状況、状態を説明する。
- (ウ) 同乗の際は、状況、状態に詳しい者が救急車に同乗する。

#### オ 他の児童への対応

救急搬送・処置の応援を依頼されていない職員で対応する。

### (2) 緊急ではない場合

#### ア 対応と連絡

- (ア) 事故発見者は児童の状態を把握する。
- (イ) 必要に応じて発見者が他の職員へ応援を依頼する。
- (ウ) 職員が必要な処置を行う。

#### イ 他の児童への対応

処置を依頼されていない職員で対応する。

#### ウ その他

- (ア) 処置を行った場合は管理者へ報告する
- (イ) 必要に応じて、連絡ノートへの記載や保護者への電話連絡を行う
- (ウ) 必要に応じて、園や学校・福祉施設へ報告する

(エ) 必要に応じて、該当職員で事実確認を行う

## 5 緊急連絡先等の整備

### (1) 緊急時に使用する連絡先一覧の作成

緊急時に備えて、素早く対応できるように、利用者の家族、主治医、放課後等デイサービス他事業者等を記載した利用者連絡先一覧を作成しておく。

### (2) 医療情報の記録票

緊急時には、搬送先等に利用者の正確な医療情報を伝えなければならないため、次のような医療情報を主にフェイスシートや保護者からの情報をもとに整理しておく。

ア 既往歴

イ 服薬状況

ウ アレルギーなど

## 6 結果の報告・記録

### (1) 対応結果について、保護者に報告する。

(2) 緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。  
特に事故については、この記録に基づき事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討、実践する必要があるため、職員の記憶が確かな早い段階での確実な事実の確認と記録を行う。

(3) 対応手順に問題点がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。

## 7 再発防止に向けた取り組み

(1) 全職員で事実確認を行う。

(2) 要因分析と対応策を話し合い、関係職員に共有する。

(3) 事故防止および再発防止に向けた取り組みを行う。

令和 6 年 3 月 1 日 施行